

変更協定書

令和4年4月1日付け大阪府（以下「甲」という。）と都市公園長野公園管理共同体（以下「乙」という。）との間に締結した府営長野公園管理業務の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

1 指定管理料の変更

頭書6. 指定管理料

「総額 金265,000,000円

（うち消費税及び地方消費税額 金24,090,909円を含む）」を

「総額 金265,100,500円

（うち消費税及び地方消費税額 金24,100,045円を含む）」に改める。

2 条項の変更

第6条第2項 中

「前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項及び管理要領並びに管理マニュアルの定めるとおりとする。」を

「前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項（質問回答書などを含む）及び管理要領並びに管理マニュアルの定めるとおりとする。」に改める。

第13条第1項中

「令和5年度 金53,000,000円」を

「令和5年度 金53,100,500円」に改める。

第13条第3項中

令和5年度	請求時期	金額
1回目	令和5年4月末	金13,250,000円

を

令和5年度	請求時期	金額
1回目	令和5年4月末	金13,350,500円

に改める。

第19条第1項 中

「乙は、管理業務の実施に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定により取り扱うものとする。」を

「乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号。）及び別記「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。」に改める。

第19条第2項 中

「乙が管理業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に関して、当該個人情報本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。」を

「乙が第6条に規定する業務に伴い取得した保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に関して、当該保有個人情報本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。」に改める。

3 第19条第1項及び第2項の変更については、令和5年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を原協定書とともに所持する。

令和5年3月 31日

(甲)

大阪府

代表者

富田林市寿町2丁目6-1
大阪府富田林土木事務所
所長 宍戸 英明

(乙)

都市公園長野公園指定管理共同体

代表者

富田林市錦織北1丁目16番38号
近畿ビルサービス株式会社
代表取締役 西田 克也